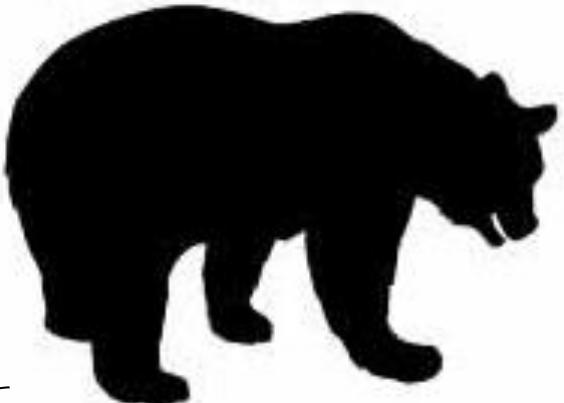


全国の警察職員の退職予定者及び退職者
の皆様へ

**クマ類等野生鳥獣の被害対策
を通じた地域貢献について
考えてみませんか**



- 1 鳥獣による被害状況、生息状況及び捕獲の担い手の推移 (p. 1)
- 2 警察職員の退職予定者及び退職者の皆様の、鳥獣被害対策への
関わり方 (p. 2)
- 3 狩猟免許の取得方法 (p. 3)
- 4 認定鳥獣捕獲等事業者 (p. 4)
- 5 鳥獣被害防止対策実施隊員（農業被害対策） (p. 5)
- 6 緊急銃猟の捕獲者 (p. 6)
- 7 お問い合わせ先一覧 (p. 7)



令和7年
環 境 省
農林水産省



1 各地で鳥獣による被害が深刻化、 捕獲の担い手が不足しています

■ 被害や生息状況

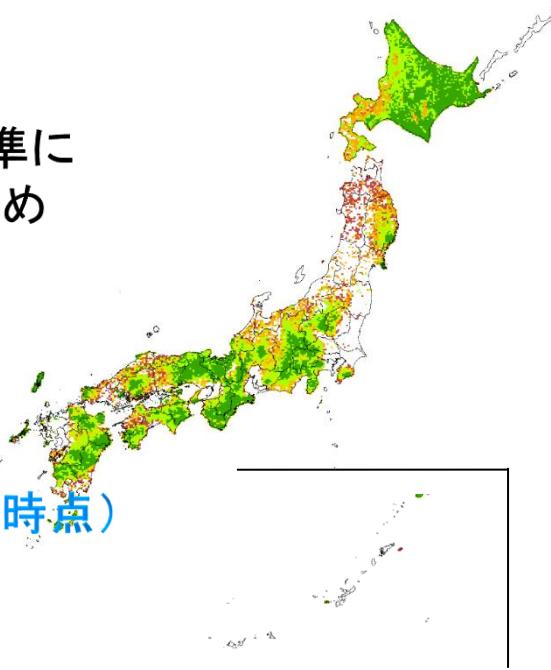
- ニホンジカ、イノシシ、クマ類等による農林水産業や生活環境への被害、生態系への影響が深刻な状況です。



- 特にニホンジカは依然として高い水準にあるため、引き続きの捕獲強化が求められています。

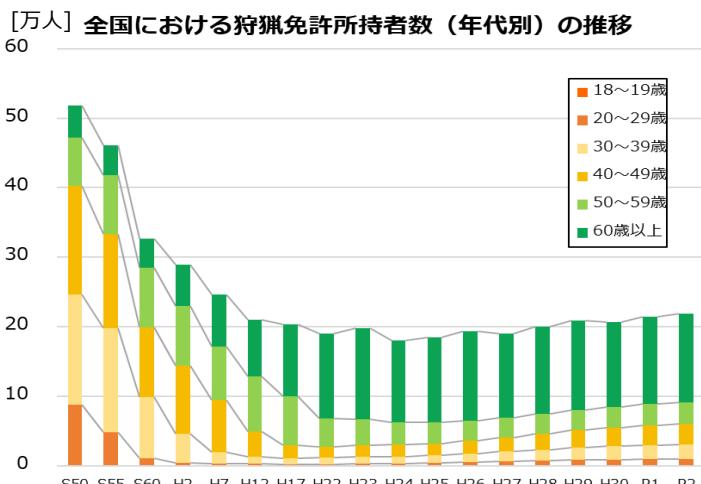
- クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大しています。

令和7年度は176件、196人(11月17日時点)



■ 捕獲の担い手の推移

- 捕獲の担い手となる狩猟免許所持者は、依然として高齢化が深刻な状況です。また、銃猟免許所持者数が減少傾向であることも課題です。



2 警察職員の退職予定者及び退職者の皆様の、鳥獣被害対策への関わり方

野生鳥獣の被害対策を通じた地域貢献について、具体的な関わり方についてご紹介します。

■ 狩猟免許を持ってないが、興味がある方

▶ P3：狩猟免許を取得し、ハンターとしての第一歩を踏み出しましょう！

■ 狩猟免許を持っていて、活躍の機会を増やしたい方

▶ P4：高度な技術をもつ捕獲従事者として、お近くの認定鳥獣捕獲等事業者で働く

▶ P5：鳥獣被害防止対策実施隊の隊員として活躍する

▶ P6：緊急銃猟の捕獲者として活躍する

緊急銃猟の捕獲者に求められる要件
銃猟免許を持っている、
過去3年以内に大型獣の捕獲経験がある、
1年間に2回以上の銃猟又は射撃練習をしている

3 狩猟免許の取得方法

- 捕獲活動を行うためには、銃やわななどの猟法に応じた狩猟免許の取得等が必要となります（狩猟免許の試験は、各都道府県で実施）
 - 狩猟免許を取得しようとする方に必要な情報は、環境省HP「狩猟ポータル」で提供しています。

生活スタイルに合わせた猟法の選択から狩猟免許取得の手続、猟具の入手方法など、これから免許を取得しようとする方に必要な情報をまとめています。

The screenshot shows the homepage of the Hunting Portal. At the top, there's a green logo with a deer head and the text '狩猟ポータル' (Hunting Portal). On the right, there are buttons for '文字サイズ' (Text Size), 'ナビゲーション' (Navigation), and '検索' (Search). Below the header, there's a banner with the text 'ハンターになるには?' followed by five numbered steps: ① 狩猟の魅力あるわがりフォームを体... (Introduction to hunting forms), ② フォーマムの登録方法 (How to register), ③ 狩猟の仕事やサイトについて (About hunting work and sites), and ④ 海外リンク (Overseas links). The main content area features a large image of a landscape with deer, the title 'ハンターになるには' (How to become a hunter), and several sections with icons and text: '知っておくべきこと' (Things to know), '持獵免許を取得する' (Obtain a hunting permit), '獵具(銃銃、わな、網)を所持する' (Own hunting equipment), '持獵者登録をする' (Register as a hunter), and '地域のルールにのっとって持獵場へ' (Enter the hunting ground according to local rules).



都道府県の鳥獣行政担当部局の連絡先は、「狩猟ポータル」で紹介しています

- ## ■ 狩猟税の減免

市町村が組織する鳥獣被害防止対策実施隊の方や認定鳥獣捕獲等事業者に雇用されている方は、狩猟税が減免されます。(例: 銃猟(装薬銃)は通常16,500円のところ、免税又は1/2免除)

- ## ■ その他

都道府県や市町村によっては、銃の取得等への補助制度を行っていたり、狩猟免許を取得しようとする方に向けたイベントを開催しています

4 認定鳥獣捕獲等事業者

高度な技術をもつ捕獲従事者が求められています！

認定鳥獣捕獲等事業者

- 法人による組織的な捕獲活動
- 捕獲を安全かつ効果的に行うこと
ができる事業者を都道府県が認定
- 177事業者(令和7年10月31日現在)



シカを効果的に捕獲できる射撃手法

都道府県等による

ニホンジカ、イノシシ、クマ類の捕獲事業

=指定管理鳥獣捕獲等事業を受託する団体です

専門的な捕獲事業者により、
増えすぎた野生動物の捕獲を強化、
農林業被害、生態系被害の低減、
地域の振興に貢献！！！



認定鳥獣等捕獲等事業者の「捕獲従事者」になるためには、狩猟免許が必要なほか、「安全管理講習」と「技能知識講習」の修了が必要です。詳しくは以下のウェブサイトをご確認ください。

認定鳥獣捕獲等事業者制度

認定鳥獣捕獲等事業者制度とは？

認定鳥獣捕獲等事業者制度についての説明文



5 鳥獣被害防止対策実施隊員（農業被害対策）

- 野生鳥獣による農作物被害に苦しむ多くの市町村では、「鳥獣被害防止対策実施隊」を組織し、鳥獣の捕獲、柵の設置、放任果樹の撤去といった、農業被害の防止に資する地域ぐるみでの活動を行っています。
- 実施隊には民間の方にも参画いただいており、この場合、関係法令により、非常勤の公務員として扱われます。
- 実施隊の活動には、捕獲活動など狩猟免許が必要なものもありますが、柵設置やワナの見回りなど、狩猟免許を持たない方でも活躍いただける作業も多くあります。

鳥獣侵入防止柵の設置



放任された果樹の除去



鳥獣の捕獲活動や補助活動（ワナの見回り注など）



注）狩猟免許が不要な作業

- 多くの市町村が捕獲活動に対し報奨金を支払うなど、実施隊の活動を支援しています。鳥獣害から地域農業を守る活動にご关心がある方、是非、お住まいの市町村の鳥獣担当部署にお問合せ下さい。

6 緊急銃猟の捕獲者

- 人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した際に、市町村長の権限で、地域住民の安全確保をしたうえで銃猟する制度です

緊急銃猟の捕獲者とは

- 市町村の職員、又は市町村長の委託を受けて緊急銃猟を実施する方で、以下の要件を満たす方

【装薬銃・空気銃の場合】

- 第一種銃猟免許を受けた者 ※装薬銃を使用する場合
- 第一種銃猟免許、又は第二種銃猟免許を受けた者
※空気銃を使用する場合
- 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること
※装薬銃・空気銃を使用する場合
- 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

【麻醉銃猟の場合】

- 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

緊急銃猟の捕獲者となるためには、高度な捕獲技術が求められます。ご希望の方は、市町村の鳥獣担当部局までお問い合わせください

緊急銃猟パンフレット



7 お問い合わせ先一覧

P1～4、8関係(狩猟免許の取得等)

狩猟ポータル



- 狩猟免許に関する事務は、各都道府県の鳥獣行政担当部局において行っています。各都道府県の連絡先については、「狩猟ポータル」において紹介していますので、ご参照ください。
- 認定鳥獣捕獲等事業者制度について詳しくはウェブサイトをご確認ください。
- 緊急銃猟については市町村の鳥獣担当部局までお問い合わせください。

認定鳥獣捕獲
等事業者



■ P5関係(鳥獣被害防止対策実施隊員(農業被害対策))

農政局等	問合せ先	連絡先(電話番号)
北海道庁	農政部 食品政策課 みどりの食料システム戦略室	011-204-5226
東北農政局	農村振興部 農村環境課	022-221-6260
関東農政局	農村振興部 農村環境課	048-740-0514
北陸農政局	農村振興部 農村環境課	076-232-4533
東海農政局	農村振興部 農村環境課	052-223-4631
近畿農政局	農村振興部 農村環境課	075-414-9052
中国四国農政局	農村振興部 農村環境課	086-224-9417
九州農政局	農村振興部 農村環境課	096-300-6436
沖縄総合事務局	農林水産部 農村振興課農村活性化推進室	098-866-1652

■各市町村における鳥獣被害防止対策実施隊の設置状況等を農林水産省HPで紹介しています。



- 農林水産省「被害防止計画・鳥獣被害防止対策実施隊」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/keikaku_zisshitai/index.html

(上記のほか、本パンフレットに関する問合せ)

- 環境省 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

TEL 03-5521-8285

- 農林水産省 農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課
鳥獣対策室 TEL 03-6744-7642